

民族文化研究会 会則

令和元年 5 月 12 日制定

(名称)

第1条 本会は、民族文化研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は、日本の民族文化ならびに諸外国の民族問題の学際的な研究を行い、その研究成果の普及を図ることを目的とする。

2 民族文化の普及活動や民族問題の啓発活動など、狭義の学術研究にとどまらない実践的活動に取り組むことも目的とする。

(設立日)

第3条 本会は、平成 28 年 4 月 1 日を設立日とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達するため、以下の事業を行う。

- (1) 定例研究会の開催。
- (2) その他の民族文化研究に関連する講演会や研修会などの開催。
- (3) 会報『大八洲』(年刊) の発行。
- (4) その他の民族文化研究に関連する図書やリーフレットなどの発行。
- (5) 本会の目的遂行に必要と認められる事業の運営や後援。

(入会)

第5条 入会を希望する者は、本会の趣旨に賛同し、入会の申し込みを行わなければならぬ。

2 入会希望者に公序良俗に反する行為が見られるなどの事由により、本会が会員として相応しくないと判断した場合は、入会を拒否できる。

(会費)

第6条 本会が主催する定例研究会における会場使用料や資料印 刷費の共同分担金を会費に準ずるものとする。

(退会)

第7条 会員は、任意に退会できる。

2 会員が、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 公序良俗に反する行為が見られ、本会から退会が相当とみなされたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(会員の権利)

第8条 会員は、本会の主催する定例研究会への参加を認められ、また会報の頒布を受ける。

(役員)

第9条 本会は、次の役員を置く。

(1) 会長 輿石逸貴

(2) 副会長 小野耕資

(3) 東京支部長 渡貫賢介

(4) 関西支部長 湯原静雄

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、活動を統括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 東京支部長は、東京支部における運営上の実務を担う。

4 関西支部長は、関西支部における運営上の実務を担う。

(顧問)

第11条 本会は、役員の他、運営上の諮問機関として顧問を置く。

(総会)

第12条 本会の総会は、会員によって構成され、必要に応じて開催するものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 解散

(3) 事業内容の変更

(4) 役員の選任・解任

(5) その他会の運営に関する重要事項

3 議案（会長の選任・解任を除く）は、出席した会員の過半数および会長の承認をもって可決する。

4 会長の選任・解任は、会員の5分の4以上の承認をもって可決する。

附則

この会則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。